

広島市中区建設工事安全協議会要綱

(目的)

第1条 広島市の発注する中区内の建設工事（都市整備局営繕部、都市整備局住宅部、環境局、経済観光局中央市場、下水道局管理部及び下水道局施設部発注の建設工事を除く。）における公衆の生命、身体、財産に関する危害、損害及び工事作業が起因して、工事関係者が死傷する事故を未然に防止し、安全管理の推進と工事の円滑な施工を図ることを目的として広島市中区建設工事安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項について協議し、工事現場の安全点検を行い、その結果を都市整備局長（技術管理課）に報告する。

- (1) 工事の安全対策に関すること。
- (2) 工事に伴って生ずる公害防止に関すること。
- (3) 工事に伴う交通安全に関すること。
- (4) その他関連事項

(組織)

第3条 協議会は、中区長を会長とし、次に掲げる会員をもって組織する。また、協議会の中には分科会を設置することができる。

- (1) 当該年度に中区内で施工する本市発注の建設工事に係る中区役所、都市整備局緑化推進部及び道路交通局の工事担当部長、工事担当課長、工事担当係長及び監督員の職にある職員
- (2) 中区内で施工する本市発注の（都市整備局営繕部、都市整備局住宅部、環境局、経済観光局中央市場、下水道局管理部及び下水道局施設部発注の建設工事を除く。）の工事請負金額250万円以上の工事受注者（会員の期間は工事工期とする。）

(開催及び運営)

第4条 協議会は、原則として年2回開催するものとし、会長がこれを招集する。

2 協議会の会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

(庶務の設置)

第5条 協議会の庶務は、中区地域整備課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほかに協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会議において協議し決定する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。